

平成29年度 補助金見直しチェックシート(産業室)

(1)補助内容											(2)近隣市町の状況(H27決算ベース)																							
補助金等の名称	所管課名	財源別分類	性質別分類	事業の目的・概要 (100文字以内)	事業開始年度	交付先	根拠規定等	法令による義務付け	国・県補助状況	交付先選定方法	平成29年度予算額					平成28年度決算額					補助率	上限額(千円)	H29当初積算根拠	直近の見直し	備考	市町名1	金額(千円)1	備考1	市町名2	金額(千円)2	備考2	市町名3	金額(千円)3	備考3
											事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源	事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源														
森林作業道開設補助金	産業課	単独補助	事業費補助	現状の森林資源を有効活用し長期的な循環型林業を確立するため、木材搬出に必要な森林作業道の開設を国基準の簡易な開設でなく大台町にあった作業道開設のための上乗せ補助金を認定林業事業体に交付する	H21	認定林業事業体	大台町森林作業道開設補助金交付要綱	無	町単独	非公募	42,000	0	0	22,500	19,500	43,200	0	0	26,600	15,600	10/10	-	株式会社フォレストファイターズ・宮川森林組合合わせて補助金4200万円	毎年100万円の予算額の減額見込む		大紀町	10,230	作業道補助で10,229千円、他にも間伐補助等単費で約10,000千円計上	津市	70,000	間伐・造林・作業道含めた単費、基本的には補助額の1/2	亀山市	12,000	間伐・作業道含む単費補助額の8/10
森林整備地域活動支援交付金	産業課	協調補助	事業費補助	森林経営計画の作成を促進するため、作成にかかる活動経費を交付する	H22	認定林業事業体及び区等	森林整備地域活動支援交付金交付要綱	無	国・県協調(町単なし)	非公募	6,344	6,344	0	0	0	2,150	2,150	0	0	0	10/10	-	歩掛及び業者見積もり単費の持ち出しが不要	無し		他の市町では単費を上乗せしているところもある。								

(3)補助金見直しの基本的な視点に関する評価						(4)補助金見直しの新たな視点に関する評価										(5)今後の方向性及び内容								
公益性		公平性・透明性		行政関与の必要性		補助の効果		妥当性		補助額・率は適正であるか		団体運営補助でない		補助金としての支出が適正である		補助交付先の選定方法が適切である		補助交付先の財政状況を把握し助産している		再補助は実施していない		合計ポイント	方向性	具体的な内容(時期や規模等)
評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明			
4	木材生産を推進するため、恒久的な森林作業道整備を支援し、安定的な基盤整備を確立し、将来的に安定経営できる林業を目指すうえで公益性は高い。当該事業は総合計画の2-2に掲載されている。	4	森林組合を主体に地域説明会を実施し森林経営計画に基づいた森林整備の推進を図っており公平性・透明性は高い。	5	急峻な森林が多い大台町において、国の単価では作業道の作設が困難であり所有者負担では事業が進まないのが現状である事業体の経営を圧迫する恐れがあり行政の関与が必要が高い。	3	作業道開設補助金を交付してから素材搬出量が4~5倍とっており一定の効果はある。	3	基盤整備として必要と考えるが、他の市町にはない補助金であり財政面を考慮すると補助率の見直しを再度検討する必要があるが一定の妥当性はある。	3	認定林業事業体負担及び、森林整備に支障をきたさないのであれば補助率の見直しが必要と考える。	5	団体運営補助でない	5	森林整備という性格上町による直接執行は困難である。	3	森林整備であり認定林業事業体以外考えにくい。検討の余地はある。	3	繰越金等が補助金額以下であるが検討が必要である。	5	再補助は実施していない。	43	■継続	
5	森林経営計画の促進及び境界の明確化を図る。森林整備には必要不可欠。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、認定林業事業体や区など団体間の不公平もない。	4	財政的には現在のところ町関与の必要性はない。	3	森林経営計画の作成がスムーズに進んでいる。	5	国の要綱に基づき実施している。	5	国の単価が決まっており単費の持ち出しの無いよう実施している。	5	団体運営補助ではない。	5	制度上適正である。	5	認定林業事業体や区などでも実施可能であるが事業体以外が実施するメリットが少ない。	5	町への財政負担がない。	5	再補助は実施していない。	51	■継続	